

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県小田原市曾比1881番地

氏 名 宝栄産業株式会社

〔法人にあつては
名称及び代表者
の氏名〕 代表取締役 佐藤 啓二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 平成 30年 12月 21日
(初回許可年月日 平成 5年 12月 15日)
許可の有効年月日 令和 5年 12月 14日

1. 事業の範囲
- (1) 事業の区分
中間処理（中和、コンクリート固型化）
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類
- ア 中和に係るもの
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
特定有害産業廃棄物
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表1のとおり。）
- イ コンクリート固型化に係るもの
特定有害産業廃棄物
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表2のとおり。）
2. 事業の用に供するすべての施設
裏面記載のとおり
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新及び変更の状況
令和 4年11月22日 変更届（代表者：山田 肇→佐藤 啓二）
平成30年12月21日 更新許可
5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無



2. 事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は次に限る。

(1) 成田事業所

ア 設置場所

神奈川県小田原市成田 1049-1、1049-2 (820.51m²)

イ 中間処理施設

・中和施設 1

設置年月日 平成23年 7月28日 処理能力 4m³/日 (稼働時間8時間) 2基
(特定有害産業廃棄物(廃酸、廃アルカリ))

・中和施設 2

設置年月日 平成23年 7月28日 処理能力 5m³/日 (稼働時間8時間) 1基
(廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。))

・コンクリート固型化施設

設置年月日 平成23年 7月23日

許可年月日 平成23年 6月 8日 許可番号 西セ第7101号

処理能力 10t/日 (稼働時間8時間) 2基 ※2基同時稼働は不可
(特定有害産業廃棄物 (鉍さい、ばいじん、燃え殻、汚泥))

ウ 受入廃棄物の保管施設

・廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)

保管面積 13.30m² 最大保管量 15.40m³ ドラム缶、ポリ容器、タンク

・特定有害産業廃棄物 (廃酸・廃アルカリ)

保管面積 5.88m² 最大保管量 3.16m³ ドラム缶、ポリ容器

・特定有害産業廃棄物 (燃え殻)

保管面積 2.93m² 最大保管量 1.60m³ ドラム缶

・特定有害産業廃棄物 (汚泥)

保管面積 12.87m² 最大保管量 13.08m³ ダンボール箱、ドラム缶

・特定有害産業廃棄物 (鉍さい)

保管面積 2.67m² 最大保管量 1.20m³ ドラム缶

・特定有害産業廃棄物 (ばいじん)

保管面積 8.75m² 最大保管量 8.60m³ フレコンバッグ、ドラム缶

エ 処理後物の保管施設

・政令13号廃棄物

保管面積 14.06m² 最大保管量 31.64m³ パレット上

・廃酸、廃アルカリ

保管面積 5.25m² 最大保管量 10.00m³ タンク

・特定有害産業廃棄物 (廃酸・廃アルカリ)

保管面積 5.25m² 最大保管量 10.00m³ タンク

(2) 東町積替保管場

ア 設置場所

神奈川県小田原市東町 5-406、5-407 (696.45m²)

イ 処理後物の保管施設

・政令13号廃棄物

保管面積 13.25m² 最大保管量 21.4m³ パレット上



別 表 1

金属等を含む特定有害産業廃棄物

ア 中和

産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物	—	—	—	—	—	○	○	
カドミウム又はその化合物	—	—	—	—	—	○	○	
鉛又はその化合物	—	—	—	—	—	○	○	
有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—	
六価クロム化合物	—	—	—	—	—	○	○	
砒素又はその化合物	—	—	—	—	—	○	○	
シアン化合物	—	—	—	—	—	—	○	
ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—	
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—	
1・2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	
1・1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	
シス-1・2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	
1・1・1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	
1・1・2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	
1・3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—	
チウラム	—	—	—	—	—	—	—	
シマジン	—	—	—	—	—	—	—	
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—	
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—	
セレン又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—	
1・4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—	

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。

別 表 2

金属等を含む特定有害産業廃棄物

イ コンクリート固化

産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	—	—	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	—	—	
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	—	—	
有機リン化合物	△	△	△	△	—	—	—	
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	—	—	
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	—	—	
シアン化合物	△	△	△	△	○	—	—	
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	—	—	—	
トリクロロエチレン	△	△	△	—	—	—	—	
テトラクロロエチレン	△	△	△	—	—	—	—	
ジクロロメタン	△	△	△	—	—	—	—	
四塩化炭素	△	△	△	—	—	—	—	
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	—	—	—	—	
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	—	—	—	—	
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	—	—	—	—	
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	—	—	—	—	
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	—	—	—	—	
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	—	—	—	—	
チウラム	△	△	△	△	—	—	—	
シマジン	△	△	△	△	—	—	—	
チオベンカルブ	△	△	△	△	—	—	—	
ベンゼン	△	△	△	—	—	—	—	
セレン又はその化合物	—	—	—	△	—	—	—	
1・4-ジオキサン	△	—	△	—	—	—	—	
ダイオキシン類	△	—	—	△	—	—	—	

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。